

◆**問合せ先**
青森県健康福祉部保健衛生課
☎017-734-9284

「利用した覚えのない請求(架空請求ハガキ)」が横行しています

「消費料金に関する訴訟最終告知」などの請求内容がよくわからないハガキが送られてきています。これらは、何らかの名簿を入手した悪質業者が、その名簿に基づき根拠のない請求ハガキを大量に送ったものと思われます。使用していただければ当然支払い義務はありません。

・請求書に記載されている業者に連絡すると、さらに個人情報報を知られてしまう危険性があるため連絡しないようにしましょう。

・コンビニに行くように指示されても、決して応じないようにしましょう。

◆**問合せ先**
むつ市消費生活センター
☎22-1353

八戸年金事務所内に設置している協会けんぽ相談窓口の終了について

八戸年金事務所内の相談窓口を平成31年3月29日(金)をもって終了いたします。

平成31年4月1日(月)からは、窓口にお越しただだかなくてもわかりやすくお手続きいただけるサービスに努めてまいります。加入者の皆さまにはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

◆**問合せ先**
全国健康保険協会青森支部
青森市長島2-25-3
☎017-721-2713
ホームページ
<http://www.kyokakempo.or.jp/shbu/aomor/>

募 集

平成31年度
防衛・基地モニター募集

海上自衛隊大湊地方総監部では、基地周辺にお住まいの皆様から自衛隊に対するご意見・ご要望を頂くために次のとおりモニターを募集します。

◆**募集人数・任期**
防衛モニター 1名
基地モニター 5名
任期2年間(2019年4月1

日)2021年3月31日まで)

◆**活動内容**

護衛艦見学、基地見学、各種行事への参加等、アンケートへの回答、モニター会議への出席

◆**応募資格**

大湊基地周辺に在住し、満20歳〜60歳までの方で、防衛問題、自衛隊について関心があり、海上自衛隊のモニター経験のない方。

◆**応募要領**

氏名・生年月日・性別・職業・住所・電話番号をご記入のうえ、官製はがき・FAX又はメールでご応募下さい。

◆**応募締切**

平成30年12月28日(金)

◆**問合せ・申込み先**

海上自衛隊大湊地方総監部
総務課広報係
〒035-8511
むつ市大湊町4-1
☎24-1111(内線2304)
Fax 24-11640
メールアドレス
or-kounou@net.msdf.mod.go.jp

放送大学入学生募集

放送大学では、2019年度第1学期(4月入学)の学生を募集しています。

放送大学はテレビ等の放送やインターネットを利用して授業を行う通信制の大学です。

働きながら学んで大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、

様々な目的で幅広い世代の方が学んでいます。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、幅広い分野を学べます。

◆**出願期間**

2018年12月1日〜
2019年3月17日まで。

(インターネット出願も受け付けています)

資料を無料で差し上げています。お気軽にお問い合わせ下さい。

◆**問合せ先**

①放送大学青森学習センター
☎0172-3810500
②八戸サテライトスペース
☎0178-7011663
放送大学ホームページでも受け付けております。
<https://www.ouja.ac.jp>

イベント

むつ科学技術館だより
クリスマスイベントのご案内

12月2日(日)

クリスマスイベントを開催!

◆**当日は入館無料!**

◆**オープニング**
関根中学校吹奏楽部による演奏
9時40分〜10時

◆**かんたん工作教室**

「クリスマススガールランドをつくらう!」
10時15分〜11時30分

(受付は11時まで)

あなたも参加 わたしもやります “交通安全”

平成30年 県内の交通事故概況

青森県交通対策協議会 平成30年10月31日現在

	10月中	年間累計	年齢別	高齢者の死者 (65歳以上の人)	22人 (+4)
発生	302件 (+6)	2,397件 (-246)	夜	夜間の死者	24人 (+10)
			状態別	歩行者の死者	13人 (+2)
死者	3人 (+1)	37人 (+2)	飲酒	飲酒運転による死者	11人 (+9)
			シートベルト	自動車乗車中の死者	16人 (-2)
傷者	362人 (-11)	2,938人 (-321)		非着用死者	7人 (±0)

※()内は対前年比です。また、速報値のため後日変更することがあります。毎月1日は「県民交通安全の日」、15日は「高齢者交通安全の日」

冬の交通安全県民運動

この時期は、夕暮れ時・夜間における歩行者の事故や、飲酒運転による重大事故の発生が懸念されるほか、積雪・凍結路面でのスリップ事故が多発しています。

交通ルールの遵守と交通マナーの実践について再確認し、県民総ぐるみで交通事故の防止に努めましょう。

運動の期間

平成30年12月11日(火)から12月20日(木)までの10日間

運動の重点

- 1 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 2 飲酒運転の根絶
- 3 冬道の安全運転の推進
- 4 踏切事故の防止

